★第１回計画策定・推進部会での主なご意見等

No.	ページ	６月部会でのご意見・ご質問	事務局の考え方	修正内容（案）
			第１章	
1	第１章 P4　２（３）区地域福祉計画等との関係	区の動向のあたりをどう考えているのか、メッセージとしてしっかり出せた方がいい。 例えば、第１章の４ページ「区地域福祉計画等との関係」にしっかりと大阪市は各区の地域福祉計画についても支援していく、というのを書いていただきたい。 政策を区に下ろし、それを地域に下ろすみたいな発想も、重要であるが、そこだけではなくて、区の人たちは地域の意見をしっかりと把握し、区の方の意見を市レベルでもしっかりと反映させるっていう、そのあたりが見えるようにしていただきたい。	・委員のご意見を踏まえ、計画本文を修正	大阪市では、各種サービス提供上の基本単位であり、福祉の取組の中心である区において、区民ニーズや地域特性を踏まえ、区地域福祉計画等を策定し、地域福祉を推進しています。 本計画は、本市の地域福祉を推進する上での基本理念等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するための計画です。１つの区だけでは解決できない課題、各区に共通した福祉課題への対応として、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組などを示しています。
2	第１章 P5 「（４）分野別計画・関連計画等との関係」	大阪市の地域福祉計画は図にもあるように、各分野が共通して取り組むべき事項としてやるべく、各計画の下に位置している。 理念としては上位計画であるけども、地域福祉計画の実態は各分野を横断する基盤計画ということ。 そういう位置付けをしっかり書いておかないと（いけない）。各分野が本当の意味で推進しないと（いけない）。 その次に、基盤計画という意味を書き込まないといけない。地域福祉計画は制度外福祉を実施する役割を持つが、制度外だからすべて地域福祉課がやるのではなく、各課横断的にプロジェクトで進める。地域福祉計画に書いてるからイコール、地域福祉課の仕事という話では全くない、ということを、そこまでストレートに書く必要はないが、基盤的な役割というのはそういうものだということを書いておくべき。 「地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）」を見てもらうと、地域福祉基本計画が土台となっている。今後、単身社会化を背景として、権利擁護であるとか、居住支援であるとか、身寄りであるとか、そういった課題が分野別計画ではいろんな矛盾を起こしており、現行の国の制度を超える問題がたくさん出てきて、土台（地域福祉の領域）の部分がどんどん分厚くなる。この計画の中で分厚くなる基盤の部分について、どんな考え方で進めるのか、庁内で議論していただき、行政としての地域福祉の進め方をどう記載するか、検討してほしい	・地域福祉計画は、国の理念としては、他計画の上位計画との位置づけではあるが、本市では、各分野を横断する基盤計画である旨を明記する。 ・また、横断的な課題については、庁内で協議し、各分野で連携して進めるべき事項を共有した上で、取組の方向性等を各分野別計画においても明確化し、連携のもと取組を推進していく。（現行計画では、「各分野別計画が連携して進めるべき取組」を資料編に記載している。）	※第４期計画　資料編　２関連法令等「保健・福祉施策全体の推進を図るため、各分野が共通して取り組むべき主な事項」（P158）に記載 大阪市には、高齢者や障がい者など保健・福祉の分野別にそれぞれ計画があり、施策の基本的な考え方や対象者のニーズに応じたサービス量の整備等について定めています。 社会福祉法において、市町村の地域福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられているところ、本市では、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぎぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えることをめざす基盤計画として位置づけています。 近年、単身世帯の増加等を背景として、新たな課題が顕在化しており、基本的な考え方を共有し、各分野において必要な対応を進めていくことが重要です。 このため本計画は、各分野が共通して取り組むべき理念・事項を包含する基盤計画として、それぞれの計画の取組を支える基本的なしくみづくりなどについて定め、保健・福祉施策全体の推進を図ります。
3	第１章 P10 「３　計画期間」	計画期間について、６年とするのであれば異論はないが、中間見直しはしっかりやるべき。 また策定時期を他の計画と同年度にあわせるか、ずらすかについてはポイントだと考えており、もし策定年度をそろえるとしても、情報交換をしっかりとすることが重要であり、６年となった場合でも、その重要性をしっかり継承していっていただきたい。	・各分野計画（大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）と、ともに議論し、検討をすすめるため、策定時期（中間見直し含む）はそろえることにします。 ・地域福祉計画は他計画の理念を包含し、市全体で連携しながら実施する基礎的かつ中長期的な視点に立った施策等について定めていることから、本計画の策定時には先んじて方向性を示し、他計画と連携してまいります。	この間、第１期から第３期まで３年ごとに計画を策定してきましたが、地域福祉の推進には、中長期的な視点に立った施策の推進が必要であることから、本計画の計画期間は2027（令和9）年度から2032（令和14）年度までの6か年とします。 なお、計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や取組の進捗状況等の確認のため、計画期間を前期3か年及び後期3か年に区分し、前期期間終了時点において、本計画における各種取組の進捗や地域の変化等を検証し、必要に応じて本計画の見直しを行います。
			第２章	
4	第２章 P21 「（１）地域共生社会の実現」	「多様な主体が『我が事』として参画して」とあります。 この『我が事』っていう文言は、評判が悪すぎて、今消えていると思うので、ご確認をいただけたらと思います。「我が事・丸ごと」の「我が事」が非常に評判が悪いので、もう数年前から消していたと思うので、ホームページ等で確認ください。	・委員のご意見を踏まえ、国の説明内容を確認し、計画本文を修正	「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や、『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が~~『我が事』として~~参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて~~『丸ごと』~~つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものであると言われています。その実現には、「生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する」こと、また「社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる」ことの２つの視点が重要です。
5	第２章 P34 「（５）地域福祉に関連する動向」	「望まない孤独」という表現にちょっと違和感がある。この逆は「望む孤独」になるが、果たしてその表現で地域福祉計画として表記をすることで良いのかどうか、ご検討いただきたい	・計画本文を修正（「望まない」を削除）	単身世帯や単身高齢世帯の増加といった社会構造の変化に伴い、社会的つながりが希薄になり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。「~~望まない~~孤独」や「孤立」の問題は、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、状況が複雑化・深刻化することにあります。

No.	ページ	６月部会でのご意見・ご質問	事務局の考え方	修正内容（案）
第４章				
6	第４章 P71「２地域福祉活動への多様な主体と協働の推進」	「地域福祉への多様な主体の参画と協働の推進」のところ。担い手が少なくなってるっていうこともありますので、重要な点だと思っているが、もう少しポジティブな活動を示すことはできないか。	・委員のご意見を踏まえ、計画本文を修正	近年、町会・地域社協などの地縁団体は、マンション等の集合住宅の増加に伴う加入率の低下や“担い手”不足により、主体的な地域福祉活動の実施が難しくなっている現状にあります。一方で、大阪市にはボランティア団体やNPO法人等の多様な主体が、高い行動力と専門的なノウハウを活かして、さまざまな地域福祉活動に取り組まれています。こうした多様な主体により、地域におけるふれあい喫茶や食事サービスなどの活動が支えられており、特に近年、こども食堂などは拡がりを見せています。 （中略） また、地域における“担い手”不足の現状から、興味・関心（テーマ）にもとづく、ボランティア団体やNPO法人等の多様な主体と、これまで地域福祉活動に尽力されてきた地縁団体等とが、お互いの立場や役割を理解し協働することで、それぞれの強みを活かした新たな取組や充実した地域福祉活動を展開することが重要です。
7	第４章 P73 「（２）社会資源の活用・創出	・社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進ということについて、これは支援しますって再掲で書いているが、非常に社会福祉法人が多面的なやっぱり役割があって、この記述だけで収まらないんじゃないか。社会貢献を具体的に、社会福祉法人として地域にどう貢献するか、社会にどう貢献するかという意味では、具体的に地域福祉の中で述べていただくことはできないか。	・委員のご意見を踏まえ、計画本文に社会福祉法人が実施する公益的取組について、内容を追加。	多様な主体が活動する際には、大都市ならではの豊富な社会資源、例えば、市内の大学・専門学校等やそこに通学する学生、市内で活動している専門的なスキルを有する人材、小地域ごとに整備されてきた地域集会施設や各区のコミュニティ施設などを有効に活用することが重要です。さらには空家・空き店舗などを社会資源として創出する観点も必要です。 また、社会福祉法人については、現在、地域の実情に応じて、さまざまな公益的取組が実施されています。 【社会福祉法人による公益的な取組（例）】 ・地縁団体との共催による避難訓練 ・子育て交流のための園庭開放 ・活動場所の提供　など
8	第３章 P75「３災害時等における要援護者への支援」	・「さらに…」っていうところだが、この中で「大阪府ＤＷＡＴの災害福祉に係る研修・訓練の参加に努めます」とあるが、研修・訓練の参加に努めるのは、誰にかかるのか。 ・大阪府とどのように連携していくのかが、ぼやっとしてる感じなので、ＤＷＡＴで大阪市はどのような役割を担っていくのかを把握した中で、大阪市民を守るためにも、積極的に実行していただけたらな、というふうに思う。	・大阪DWAT等の災害福祉支援に係る研修・訓練の対象はDWATチーム員となっておりますが、令和8年度は大阪DWAT本部訓練が予定されており、市DWAT担当が参加することを想定しております。令和9年度以降は、研修・訓練の内容に応じて対象者を検討しながら、参加者を順次拡大できるよう大阪府に働きかけていきたいと考えています。 ・DWATについては、大阪府の災害福祉支援ネットワークが災害時の派遣調整等を行うこととなっておりますが、本市としては、市民の生命、財産を守るためにも、速やかに必要な情報を大阪府と緊密に連携しながらDWATが適切に派遣されるよう努めてまいります。	―
9	第３章 P75「３災害時等における要援護者への支援」	福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成と更新を進めていく。それとともに、本人と手助けする人の顔合わせや地域防災訓練を通して、個別避難計画が活用できるよう取組を進めていくべき	避難行動要支援者が訓練参加しやすい環境の醸成に係る関係機関への協力要請や個別避難計画を活用した避難訓練を行っており、更なる推進に努めます。	―
10	第３章 P75「３災害時等における要援護者への支援」	各区および自立支援協議会の意見を反映し、当事者の参画により市および区の地域防災計画や避難所運営ガイドラインの作成を進めていく必要があり、その方向性を計画に盛り込むべき	避難所開設・運営ガイドラインについては、地域防災計画、国や大阪府のガイドライン等に基づいて作成しています。また、修正時には必要に応じて各区や関係局に意見照会を行っています。 地域防災計画の修正にあたっては、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、外部有識者等で構成される大阪市防災会議で行っています。また、全ての区役所及び局室と大阪市防災・危機管理対策会議にて検討及び調整を行っています。	―

No.	ページ	６月部会でのご意見・ご質問	事務局の考え方	修正内容（案）
			第４章	
11	第３章 P75「３災害時等における要援護者への支援」	福祉避難所に直接避難もできる仕組みをづくっていく必要がある。福祉避難所を増やすために福祉事業所以外の民間(ホテル等)施設との協定も増やしていく取組も進めるべき	福祉避難所については、災害時に施設の被害状況や受入体制を把握し、受入の可否及び受入可能人数等を確認した上で施設管理者の協力を得て開設するため、本市としてはまずは災害時避難所へ避難する運用としています。令和６年能登半島地震を踏まえ、要配慮者の方に対する２次避難先として、市域内に所在するホテル等の民間宿泊施設の活用へ向け、民間事業者との協定締結に現在取り組んでいます。	―
12	第３章 P75「３災害時等における要援護者への支援」	法改正による災害時避難所の「福祉サービスの提供」から、福祉サービス事業所との連携内容をより具体化させ推進していくことを計画にも盛り込むべき	令和８年７月に災害対策基本法等の改正が行われ、災害時要配慮者に関する情報の把握や避難生活上の支援などの「福祉サービスの提供」が規定されました。障がい福祉サービス事業所の運営基準に定められているBCPの策定において、法改正を踏まえた反映ができるよう、周知を図ってまいります。	―
13	第４章 P97　２重点的な取組「成年後見制度の利用」イ市民後見人等の担い手確保の取組の強化	第２章の大阪市の方針の部分だが、制度や法律改正の中で、今の市民後見人の活動の中身が、事実上、全面的に見直す必要性があるということは、もう確認されているが、そのあたりのことは、３・４章あたりで触れられるつもりなのか	・制度改正に伴い、市民後見人による支援の在り方等を検討していく必要があると考えています。委員のご意見を踏まえ、第4章において明記します。	イ 市民後見人等の担い手確保の取組の強化 　大阪市では、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成しています。市民後見人の候補となる人は、市内在住又は在勤で、大阪市成年後見支援センターが実施する市民後見人養成講座を受講し、バンクに登録した人であり、2026（令和８）年３月現在331人のバンク登録者がいます。 　地域において後見活動を行う市民後見人の需要は、高齢化の進展に伴い、さらに高まることが見込まれます。また、市民後見人は身近な地域におけるきめ細かな見守りや訪問活動を前提としていることから、市内全域でのバンク登録者の確保を目指していくことが重要です。 　また、これまで、大阪市では主として後見類型を担う人材として市民後見人の養成を進めてきましたが、制度改正に伴い、後見類型に限らない支援の在り方等の整理が必要となっています。このため、国の動向等も踏まえ、市民後見人の養成・支援の在り方について検討を進める必要があります。
14	第４章 P98　２重点的な取組「成年後見制度の利用」イ市民後見人等の担い手確保の取組の強化	親族後見人が、どのように活動していったらいいのかわからないで悩んでらっしゃる。そういう親族後見人の支援、地域住民が担い手に直接なっている、市民後見とは違う親族後見に関しての記載等、触れなくていいのか。（計画期間）６年というスパンの中で、ここは考え方も仕組みも大きく変わることだと思うので、どの程度まで、記載される予定なのか。	・親族後見人については、現在も大阪市成年後見センターで相談支援に対応しているところです。委員のご意見を踏まえ、第４章において親族後見人への支援についても明記します。	【取組の内容】 第４章 基本目標２ ２ 権利擁護支援体制の強化 ・市民後見人のバンク登録者を増やしていくため、研修内容の見直しや会場の増設などを行ってきており、引き続き、養成方法等の工夫を行うとともに、市民後見人の活動を広く周知し、一人でも多くの市民の方等にご協力を得ることができるよう取り組みます。 ・市民後見人の活動は、判断能力が十分ではない人の生活を支援するだけでなく、ボランティア精神に基づく地域活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにもつながる効果が期待できます。このため、市民後見人がさらに活躍できるよう活動の場の拡大を検討するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実等を図ります。 ・親族後見人が安心して後見活動を行えるよう、大阪市成年後見支援センターにおいて相談を受け付けるとともに、必要に応じて専門職団体等の協力を得ながら、適切な支援や情報提供につなげます。 ・2021（令和３）年度から、大阪府では、社会福祉法人に対し「地域における公益的な取組」として法人後見を養成・支援する取組が進められています。大阪家庭裁判所では、親族後見人が後見事務を問題なく行えるように、一定期間、専門職の監督人が指導・助言や相談対応を行う「総合支援型後見監督人」の運用が進められています。 こうした担い手を広げる新たな取組の情報共有を図り、連携を進めていきます。
15	第４章 P99「３福祉人材の育成・確保」	・アシスタントワーカーを大阪市として、どれぐらい重要視してて、この人数をどれぐらいにしようとかっていう目標を、人数的な、数字的なものを挙げられているのか、教えていただきたい。 ・大阪市がアシスタントワーカーを事業として位置付けているのであれば、もう少しやり方を変えたほうがいいと思う。に市を挙げて、何かこうシステマティックに、研修とか行うことによって、アシスタントワーカーを養成していくのかっていうことは、ちょっと私は岐路に立っているんじゃないか。2040年問題を見据えての事業であるならば、私はこれは検討していく必要がある。	・アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業について、毎年３施設での実施ではあるが着実に取り組み、令和２年度からのモデル実施を含めると昨年度までに累計33名のアシスタントワーカーの雇用につながっています。また、業務改善や介護職員の負担軽減のみならず、介護職員が専門性が発揮できる職場づくりにもつながっています。 一方で、本年度で本格実施から５年となることから本事業の効果検証を行い、対象施設数や研修方法等も含めてより効果的な方法を検討してまいります。	―

No.	ページ	６月部会でのご意見・ご質問	事務局の考え方	修正内容（案）
第４章				
16	第４章 P104 ３（１） 福祉人材の育成確保	・ハラスメントに関する記載があまり見受けられない。福祉職員だけではなく、利用者やその家族を含め、お互いの尊厳を尊重するために、ハラスメントの防止に向けた啓発や相談体制の充実を図るっていうような内容を、どこかに盛り込んでいただきたい。福祉人材の確保・定着という観点からも、これが減れば、退職する人も、離職する人も減ると思う。大阪市がそういうことにきちんと取り組んでますと、一言どこかに入れていただければ、現場で働いてる介護職員も安心して働けると思う。	福祉専門職の育成、定着を図る取組について、引き続き大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて各種研修や働きやすい環境づくりに資する取組を実施していく。ハラスメントへの対応に係る研修やメンタルヘルス研修（セルフケア・ライン研修）も実施していることから、計画に記載する。	イ　福祉専門職の育成・定着を図る取組 　大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉職員を対象としてキャリア研修やスキルアップ研修に加え、モチベーションの向上や人材育成の取組として、市内の福祉施設・事業所に勤務する職員同士が、情報共有や意見交換を行い、横のつながりを作る場「よこいと座談会」を開催しています。その他、ハラスメントへの対応をはじめとする職場改善にかかる研修やメンタルヘルス研修も実施し、働きやすい環境づくりに資する取組を実施しています。

★第２回計画策定・推進部会からの主な意見等

No.	ページ	８月部会でのご意見・ご質問	事務局の考え方	修正内容（案）
			第１章	
1	第１章 ２　計画の位置づけ　P4	各区の地域福祉計画との関係を取り込んでいただき、区の計画を支援するということが出てきている点は非常に良かった。これを具体的にどのように進めていくかというあたりが、一言出てくるといいなっていうのは少し感じた。	各区への地域福祉計画等を支援するため、「第３章　３　各期の取組状況　（２）課題と今後の方向性」（P45）に記載のとおり、各区において、地域住民等の声を活かし、区の実情に応じた計画策定等が円滑に進められるよう、研修等を通じ、市基本計画の基本理念等の共有を一層図っていきます。	―
2	第１章 ３　計画期間 P10	現在の素案では、計画期間を６年とする理由に中長期的な視点からといったところで記載しているが、５ページに記載した基盤計画であるという位置づけと６年にした理由を合わせるとより明確になるのではないか。	委員からの意見を受け、修正いたします。	地域福祉基本計画は、高齢者、障がい者、こども等にかかる分野別計画に共通する理念を包含し、分野横断的な連携を図るための基盤となる計画です。 一方、各分野別計画は、関係法令等に基づき、対象者のニーズに応じたサービス量や具体的施策を定めるものであり、概ね3年ごとの策定（改定）が求められています。各分野別計画において共通して取り組むべき事項（地域づくりや相談支援等）に関する分野別施策については、地域福祉基本計画を踏まえて継続的に推進する必要があることから、中長期的に一貫した方向性を示すため、本計画期間を従来の3年から6年に変更します。 なお、取組の実効性を確保するため、毎年、進捗状況の点検・評価を行うとともに、社会状況や地域課題等の変化等に対応するため、計画期間の中間時点（3年後）において本計画を見直すこととします。
			第３章	
3	第３章 ４　計画の基本目標P52・P53	各取組を基本目標１・２にそれぞれ位置付けていると考えられるが、それらを位置付けた意味合い（メッセージ）をもう少しわかりやすく記載できないか。	委員からの意見を受け、追記いたします。	５　基本目標 本計画の基本理念「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の実現をめざし、第一に、基本目標１として、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人のカをあわせて、助け合いの基礎となる地域づくりを行っていくこととします。次に、基本目標２として、だれもが社会と関わりながら暮らしていくことができるよう個別支援のための相談支援体制づくりを行っていくこととし、これらの基本目標のもと、大阪市の地域福祉を推進していきます。
			第４章	
4	第４章 基本目標１「１　住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実 重点的な取組　地域福祉活動への参加促進」 P59	第3期の取り組み結果として、地域活動への参加率は上昇していない状況ですが、第3期の取り組みが市民の参加につながらなかった要因について、分析されていたらお教えください。 また、地域福祉活動に参加しない理由として、「時間がない」「参加するきっかけがない」「参加の仕方がわからない」といった理由が挙げられています。 これらは、それぞれ異なる政策課題だと思いますが、「情報発信を増やす」だけでは、「時間がない」という課題は解決しないものと考えます。	令和７年度に実施した実態調査の結果から、「参加するきっかけがない」・「参加の仕方がわからない」については、参加したきっかけとして「知人・友人に誘われたから」と答えた割合が高かったことから、実際に活動へ参加した方からの声掛けが重要であると再認識しています。 「時間がない」については、対象に応じて参加時間帯・頻度・期間等の多様化を図る必要があると考えています。 また、属性ごとに参加したい活動テーマが異なっていたという調査結果から、従来から取り組んでおります情報発信に加え、防災やこども分野など住民の関心が高いテーマを取り上げるとともに、対象に応じて参加時間帯・頻度・実施期間を柔軟に設定し、参加機会の多様化を図ることで、より多くの方の参加につなげていきたいと考えております。	【取組の方向性】 ・地域福祉活動への参加のきっかけとして、防災・こども分野等、関心の高いテーマを取り扱うことや、参加する時間帯や頻度、期間など対象に応じた参加機会の多様化を図ります。 ・地域の行事や取組などの地域活動をわかりやすく発信し、市民が気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。 ・ボランティア募集の情報発信にあたっては、活動内容・必要なスキル・所要時間・活動場所等をわかりやすく整理し、市社協（大阪市ボランティア・市民活動センター）および区社協（区ボランティア・市民活動センター）が行う情報発信（広報誌、ホームページ、SNS等）を、地域福祉活動への参加のきっかけづくりとして活用・周知し、その取組を推進します。 ・活動に参加した方からの声掛けの大切さを改めて共有していきます。 ・ボランティア活動を通じた多様な社会参加と地域づくりを推進するため、幅広いボランティアコーディネーションを行い、市民・NPO・企業・地域団体などがボランティア活動に参加しやすい環境を整備します。

No.	ページ	８月部会でのご意見・ご質問	事務局の考え方	修正内容（案）
第４章				
5	第４章 基本目標１「１ 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実 重点的な取組　地域福祉活動への参加促進」 P59	地域福祉活動には、地域に不可欠な活動と活動自体が目的となっている充足的な活動があると思う。こういったことも含めた記載にできないか。	委員からの意見を受け、担い手の参加促進として上段のように追記いたします。 また下段では、地域に不可欠な活動を行う団体と充足的な活動を行う団体等、多様な主体が協働することの重要性を明記します。	重点的な取組　地域福祉活動の参加促進 ア　地域福祉活動をはじめるきっかけづくり 地域や人口構造の変化に加え、活動の担い手の固定化・高齢化等により、地域社協、町会、民生委員・児童委員等の地域の担い手が減少し、担い手の確保が大きな課題となっています。 あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動への参加につながるよう、まずは参加者が“楽しい”“興味がある”から集まる居場所づくりの支援など、参加しやすい環境を整えるとともに、継続して担い手の掘り起こし・育成等を進め、地域福祉活動に参加する市民の輪を広げます。
	第４章 基本目標１「２ 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進 （１）」 P71			大阪市では、かねてより地縁団体・ボランティア団体・NPO法人等の多様な主体が高い行動力と専門的なノウハウを活かして、さまざまな地域福祉活動に取り組まれています。 その他、大都市ならではの特色として、福祉専門職などの人材が多く活躍し、事業者・企業などが多く活動しておられることも強みとして挙げられます。 また、社会福祉法人については、2016（平成28）年３月の社会福祉法改正に伴い、地域における公益的な取組を実施する責務を負うこととなり、今後ますます、地域福祉活動の実施主体としての活躍が期待されています。 さらに、企業や個人事業主においても、利益を追求するだけでなく、社員のボランティア参加や寄付などの資金協力により社会貢献を行う「企業の社会的責任（CSR）」や、支援を必要としている人を早期に発見することを目的としたライフライン事業者等による地域見守りの取組にかかる連携協定など、本業を通じて社会の課題解決をめざす「公と民による共有価値の創造（CSV）」といった考え方が浸透してきています。 近年では、町会・地域社協などの地縁団体は、マンション等の集合住宅の増加等を背景とした“担い手”不足により、主体的な地域福祉活動の実施が難しくなっている状況があります。一方で、興味・関心（テーマ）にもとづく、ボランティア団体やNPO法人の活動によるこども食堂などが拡がってきています。これまで地域福祉活動に尽力されてきた地縁団体と、ボランティア団体やNPO法人等の多様な主体が、お互いの立場や役割を理解し協働することにより、それぞれの強みを活かした新たな取組や充実した地域福祉活動を展開することが重要です。 また、地域福祉活動の推進には地域住民や地縁団体、ボランティア団体、NPO法人、福祉専門職、社会福祉法人、企業等、多様な主体が別々に活動するのではなく、協働のもと、地域の福祉活動に継続的に取り組んでいくことが必要です。 そのため、各区では、さまざまな機会を通じて区内の多様な主体とのネットワークを強化するとともに、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進する取組が必要です。
6	第４章 基本目標１「２ 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進 （２）」 P73	社会福祉法人の行う公益的取組について、もっともっとたくさん取り組んでる事例があるので、もう少し事例を増やしてみてもよいと思う	委員からの意見を受け、追記いたします。	また、社会福祉法人が実施するさまざまな公益的取組も地域の社会資源であるとともに、新たな社会資源の創出においても重要な役割を担っています。 〈社会福祉法人による公益的な取組例〉 ・地域団体との共催による避難訓練　・生活にお困りの方への食糧や物品支援 ・子育て交流のための園庭開放　・ボランティア体験プログラムの提供 ・活動場所の提供　・中学・高校の職業体験　など

No.	ページ	８月部会でのご意見・ご質問	事務局の考え方	修正内容（案）
第４章				
7	第４小基本目標１「３　災害時等に備えた要援護者への支援（１）」P75	災害について、第３期から記載内容にあまり変化を感じられない。次期計画から６年の期間と長くなるのであれば、大規模自然災害の目まぐるしい状況に変化について、もう少しリアリティの感じられる表現が必要だと思う。	委員からの意見を受け、追記いたします。	【現状と課題】 （中略） 　一方で、東日本大震災や2016（平成28）年の熊本地震では、障がい者等が避難所に行くことができなかった事例や、福祉避難所※が十分に機能しなかった事例が報告されています。2018（平成30）年の大阪府北部地震の際にも、避難行動要支援者※※の安否確認について、時間を要するといった事例や、2024（令和６）年の能登半島地震では、福祉的支援の実施にあたり、災害派遣福祉チーム（DWAT）※※※の活動が初めて行われましたが、広域による派遣実績が乏しく、初期対応できるチームが限られており、支援に遅れがあったなどの課題が散見されました。2026（令和８）年には熊本で10年前と同様の最大震度７の地震が発生し、炎天下の中、空調の効かない家屋での在宅避難、車中泊を余儀なくされ、災害関連死も発生しました。 （中略） 　また、地域では、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える家族、外国につながる市民等を含めすべての住民が、被災時に適切な支援を受けられるよう、区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、同意を得られた方から個別避難計画を作成して、災害時避難所への誘導や福祉避難所への搬送等の防災訓練を実施するなど、平時から支援を必要とされる方と支援する者との連携体制を構築し、災害時でも途切れることのない支援に取り組むことが重要です。 【取組の方向性】 ・平時から支援を必要とされる方と支援する者との連携体制を構築し、災害時でも途切れることのない　支援に取り組みます。 ・自主防災組織による避難行動要支援者の個別避難計画の作成等、避難支援等の一連の活動が適切かつ円滑に実施されるよう取り組みます。 ・個別避難計画の作成を推進するため、行政や地域に加え福祉専門職の参画を得るなど、地域における避難行動要支援者が適切な避難支援を受けられるよう、福祉部局と防災部局が連携して取組を行います。
8	第４章基本目標２「重点的な取組成年後見制度の利用促進」P96～P99	「ウ　権利擁護の理解促進」について、意思決定を支援していくっていうことが明確に出されていて、とてもいいと思うが、権利擁護を支援することは権利が侵害されている状態を解消するだけでなく、意思決定支援であることを対比させるような書きぶりにした方が、より権利擁護について重要さが伝わるのではないか。	委員にご助言いただいた内容を反映することで、より本人の意思決定支援の重要性が伝わると考え、文言を追記します。	権利擁護支援についての理解促進 権利擁護支援においては、権利が侵害されている状況を解消する事だけでなく、本人の意思決定を支援し、本人の意思を尊重した支援を行うことが重要であり、地域においてこうした支援を適切に受けながら安心して生活することのできる環境づくりに取り組む必要があります。
資料編				
9	資料編２関係法令等「保健・福祉施策全体の推進を図るため、各分野が共通して取り組むべき主な事項」P158・159	第1章の基盤計画であると（記載いただいた）部分で、共通して取り組むべき事項の領域が地域福祉計画の固有性であるというところと符合する部分なので、もっと共通して取り組むべき事項があると考えられる。共通して取り組むべき事項だという認識があるものは、もう少し積極的にここで書いておかないと、全課での共通認識にはならないんじゃないか。	委員からの意見を受け、修正いたします。	※計画（素案）P158-P159参照

No.	ページ	８月部会でのご意見・ご質問	事務局の考え方	修正内容（案）
評価指標等について				
10		・指標について 計画の指標では、アウトプットとアウトカムを区別した指標も必要だと思います。 ・つながる場について 複合的な課題を抱える世帯への支援では、「つながる場」の開催回数が指標のひとつですが、開催回数に加え、質的な観点も加えながらの評価が重要だと考えます。 ・福祉人材対策について 福祉人材の確保・定着について、魅力発信や研修だけでなく、実際の人材不足や離職、業務負担といった現場の構造的な課題を把握する必要があると思います。第4期では、福祉人材の量・定着に関する成果指標を設定する必要もあるかと思いますが、いかがでしょうか。 ・防災について 福祉避難所の登録箇所数は増加していますが、災害時に重要なのは、登録数そのものではなく、要支援者が実際に避難でき、必要な支援を受けられることです。個別避難計画の作成状況や避難訓練への参加、発災時の安否確認など、実際の避難・支援の実効性を測る指標を設定してもよいかと思います。	指標の数値は、施策や事業の進捗状況を測るものさしであり、数値の増減のみをもって評価するものではなく、計画の評価にあたっては、その背景にある地域の実状・取組の経過・質的な成果等も踏まえ、総合的に評価しています。委員からいただいたご意見は、第４期計画策定後、本計画の評価指標についての検討時に参考とさせていただきます。	指標の数値は、施策や事業の進捗状況を測るものさしであり、数値の増減のみをもって評価するものではなく、計画の評価にあたっては、その背景にある地域の実状・取組の経過・質的な成果等も踏まえ、総合的に評価しています。その過程で、計画に基づく取組の効果を検証し、必要に応じて取組内容等に反映しています。 今回は、新型コロナウイルス感染症の影響等により効果が現れにくかった項目について、影響の前後を含めた数値の推移を確認できるよう、３か年（令和元年度、令和４年度、令和７年度）の数値を記載しています。